

令和8年度城里町会計年度任用職員人材バンクへの登録を募集します

○会計年度任用職員人材バンクとは？

城里町では、会計年度任用職員を任用する場合に、あらかじめ人材バンクへ登録された方に連絡し（登録後必ず連絡があるとは限りません）、その時点で勤務可能な方を対象に必要な選考を行い、採用者を決定します。各部署の採用人数は、広報しろさと2月号で公表します。

○登録資格

満18歳以上（高校生を除く）で城里町及び通勤可能な近隣市町村にお住まいで、地方公務員法第16条に該当しない方が登録できます。

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○登録受付期間 令和8年1月15日（木）～3月16日（月）

○登録方法

①城里町ホームページの「くらしのお知らせ」より、人材バンク登録のフォームからお申し込みください。

②インターネット環境にない方は、城里町総務課人事給与グループまで履歴書をご提出ください。

※郵送の場合は3月16日（月）必着

○有効登録期間 当該年度の3月31日まで

○採用方法

各課において登録条件が勤務内容に合致する方を対象に、2月16日（月）以降に書類審査および面接等による選考を実施します。選考を実施する際には各課から連絡しますので、その時点で勤務が可能であれば面接を受けていただくことになります。合格者には後日採用の通知をします。

○募集職種・必要資格等一覧

職種	条件	必要資格	勤務場所
事務補助	簡単なパソコン操作（Word、Excelを含む）ができる方	なし	本庁又は出先施設 (例：各町民センター等)
歯科助手	-	なし	七会診療所歯科診療室
看護師	-	看護師免許	七会診療所ほか
保健師	簡単なパソコン操作（Word、Excelを含む）ができる方	①保健師免許 ②普通自動車運転免許(AT限定可)	本庁
介護支援専門員	簡単なパソコン操作（Word、Excelを含む）ができる方	①介護支援専門員（ケアマネジャー） ②普通自動車運転免許（AT限定可）	本庁
作業員	フォークリフト、ホイールローダー、ユンボ、吊り下げクレーン、2t トラックを運転出来る方 (※1つでもあれば有利です)	普通自動車運転免許(AT限定可)	城里町環境センター
学校給食調理員	-	なし	常北学校給食センター

○勤務日数・勤務時間

週35時間以内（職種・任用される部署によって異なります。）

○報酬等（1時間あたり）令和8年度～

事務補助 1,203円、保育士 1,520円、歯科助手 1,203円、看護師 1,564円、保健師 1,562円、

介護支援専門員 1,562円、作業員 1,296円、学校給食調理員 1,296円

○交通費

通勤距離または通勤に要する運賃等の額を規定に基づき支給

○健康保険等

勤務条件によって、法定の健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入

【申込先・問合せ】 城里町役場 総務課 人事・給与グループ

（〒311-4391 城里町石塚1428-25）☎ 029-288-3111(内線213)

私道を町道にしませんか？ 私道を道路愛護団体等が改良して町道にすることができます

近年、高度経済成長とともに築造された道路の多くは、経年劣化が進行し、舗装の打ちかえなどの補修工事を必要とする時期を迎えています。

このような状況を踏まえ、町では、町民の皆様の生活環境の向上を目的とし「私道整備助成金交付要綱」を定め、「私道用地の寄附の受入れに関する要綱」に規定する受入れ要件を満たすために実施する整備事業に対し、経費の一部を支援しております。

●助成対象の団体について

この制度により助成を受けようとする場合は、道路愛護団体又は、認可地縁団体の設立が必要となります。なお、個人の所有に属する私道が助成対象となり、個人の所有以外の私道は、助成事業の対象外です。

認可地縁団体制度については、
こちらをご覧ください→



●町道移管助成事業(助成事業完了後、町に私道を移管する場合)

私道整備助成金について

- ア 起点及び終点が国道、県道若しくは町道に接続するもの又は起点が公道に接続する袋路状のもので起点から最終に位置する一戸建専用住宅又は兼用住宅（以下「住宅」という。）の敷地までの延長が35メートル以上の私道であること。
- イ 私道に接する所有者の異なる住宅（塀、柵等が設置されていることにより、当該私道路用地をその敷地との通行のために利用しないものを除く。）が3以上あること。
- ウ 私道の幅員が4メートル以上であること。
- エ 私道の所有者、沿道地権者等の関係者総意による町道移管の要望がなされていること。
- オ 私道に所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、抵当権の登記がされている場合であって、町道移管を受けるまでに当該登記の抹消が見込まれると町長が認めたときは、この限りでない。
- カ 道路として20年以上使用され、現に生活の用に供していること。
- キ 私道上（私道の地下及び上空を含む。）に一般交通及び整備に支障となる工作物その他の占用物件が設けられていないこと。
- ク 私道と隣接地との境界が確定していること。

助成対象内容及び助成金について

- (1) 測量等助成金
(内容) 道路用地の確定や土地分筆登記等の経費に対する助成金。
- (2) 工事設計等助成金
(内容) 道路整備工事のための路線測量、実施設計の経費に対する助成金。
- (3) 舗装等工事助成金
(内容) 舗装工事、側溝等工事、碎石敷工事、安全施設工事の経費に対する助成金。

助成区分	助成率	助成限度額
測量等助成金	100%	4,000,000円
工事設計等助成金	100%	4,000,000円
舗装等工事助成金	100%	6,000,000円

申請手続きについて

申請は、代表を立て、代表者の方が助成事業の事前協議、各申請その他の手続きを行います。なお、申請には私道や沿道地権者全員の同意が必要になりますので、関係者全員の意見を取りまとめ、事前協議の申請を行ってください。

●事前協議に係る書類

- ・私道整備助成事業事前協議申出書（様式第3号）
- ・私道の位置図（縮尺率が2,500分の1程度のもの）
- ・私道の登記事項証明書
- ・公図の写し
- ・その他町長が必要と認める書類

「私道路用地の寄附の受入れに関する要綱」については、
こちらをご覧ください→



「私道整備助成金交付要綱」については、
こちらをご覧ください→



地域の身近な相談相手 新しい民生委員・児童委員が決定しました

民生委員・児童委員が昨年11月30日に3年間の任期を終了し、12月1日付けで新たな委員が厚生労働大臣より委嘱されました。各委員の担当区域は次のとおりです。

■常北地区

選考中	(石塚1・新町)
選考中	(新町・石塚西B)
金子 陽子	(石塚2・3)
小野 昭	(石塚3・石塚西A)
高士 節子	(石塚西・石塚西A・B)
山崎 悅子	(石塚4・5)
海東 和昭	(石塚6・大堀)
野尻 雄三	(石塚6・7・大堀)
海野 恵美子	(大堀・石塚7)
関野 洋一	(那珂西1・中妻)
森島 孝	(中妻・那珂西2)
丹下 英男	(那珂西2・3)
浅野 宏幸	(石塚5・上泉)
飯村 和一	(増井1)
富永 喜子	(増井2・磯野)
浅川 幸子	(上入野1)
大崎 勝也	(上入野1)
園部 哲	(上入野2)
久保田 由美子	(上青山・勝見沢)
宇佐美 ゆき子	(下青山)
選考中	(春園・小坂)
藤田 豊	(上古内)
高野 梢	(下古内1・2)
加倉井 利幸	(下古内2・3)
石川 渡	(主任児童委員〔常北地区〕)

【問合せ】 健康福祉課 ☎ 029-353-7265(直通)

■桂地区

添田 郁子	(上坪)
大津 さか江	(上坪)
會澤 克則	(下坪)
坂井 ひろ子	(下坪)
廣木 正則	(栗)
加藤木 直之	(北方)
加藤 達哉	(高久)
江畠 治弘	(錫高野)
加藤木 幸子	(孫根)
小林 厚子	(岩船)
加藤 文夫	(高根・高根台)
森 由紀子	(阿波山1)
関 あつ子	(阿波山2)
菊池 良子	(下阿野沢)
平塚 京子	(上阿野沢)
塙沢 日出男	(御前山)
三村 義則	(主任児童委員〔桂地区〕)

■七会地区

山口 利春	(徳蔵)
卜部 千恵子	(小勝1)
根本 崇子	(小勝2)
阿久津 ヒロ江	(塙子1・2)
阿久津 保与	(塙子2・3)
牛久保 礼子	(上下赤沢)
飯村 満雄	(大網・真端)
金子 孝子	(主任児童委員〔七会地区〕)

城里町議会議員一般選挙

投票日 令和8年 3月8日(日)

12月1日現在の選挙人名簿登録者は、
15,519人です。
みんなで投票しましょう。

【任期】 令和8年3月11日～令和12年3月10日 【定数】 12人

立候補を予定される方へ

◇告示日及び立候補届出◇

【日時】 3月3日(火)

午前8時30分から午後5時まで

【場所】 役場本庁舎 3階会議室

◇立候補予定者説明会◇

城里町議会議員一般選挙の立候補届出に必要な書類の記入方法や事務手続等についての説明会を開催します。

【日時】 2月3日(火) 午前10時から

【場所】 役場本庁舎 3階会議室

【お問合せ先】 城里町選挙管理委員会 ☎ 029-288-3111(内線218)

教育委員会委員等の異動について

教育委員会委員の退任により、新たに1名の方が委員に任命され、12月から以下の体制となりましたのでお知らせします。

(敬称略)

職名	氏名	備考
教育長	添田 智	任期中
教育長職務代理者	粕谷 真一	任期中
委員	長山 透	任期中
委員	仲田 弘見	任期中
委員	山口 麻衣子	令和7年12月2日就任

■退任者

(敬称略)

職名	氏名	備考
委員	田口 優子	令和7年11月30日退任

【問合せ】 教育委員会事務局 ☎ 029-288-7010



町長コラム

城里町初の「高校生議会」を開催しました！

町のお財布事情など、町長が町民の皆さんへお伝えしたいことを掲載していきます。

以前は小中学生を中心とした「城里町 こども議会」が開催されていましたが、コロナ禍で中断し、その後は開催されていませんでした。そんな折、「少年の主張 茨城県大会」で教育長賞を獲得した桂中の楳野さんが、城里町20周年記念式典で、「若者の意見を聞くために、子ども議会を行うべき」と堂々と主張されているのを目撃して感動し、私も何とか子ども議会を再開したいと思うようになりました。今回は、常北校の生徒による「高校生議会」という形になりましたが、若者の意見を聞く場ができる、本当に良かったと思います。

高校生議員の主張は、「移住者を増やすための企業誘致」「自転車が安全に走れる道路環境の整備」「若者が集えるカフェの設置」「ペットツーリズムの振興」「子育て家族が住みたくなる城里町」「防犯灯の増設」「自然を活かした観光振興」「空き店舗を活用した起業支援」などの提案がありました。高校生のまっすぐな目線で、純粋に城里

町の発展を願って政策提案をする姿は、凛として頼もしく、こういう若者がいるなら城里町や日本の将来も明るいと感じました。私も若者の期待に応えられるように一層努力しなければならないと、刺激を受けました。

常北校の皆さん、素晴らしい時間をありがとうございました。

